

# 常任委員会 だより



## 総務常任委員会

総務常任委員会に付託された案件は議案11件陳情1件継続審査中の陳情1件で計13件である。

### 仙北市生保内財産区 管理会条例制定につ いて

**問** 改正前条例は旧田沢湖町当時に制定された条例である。なぜ3年も暫定条例で行って来たのか。



財産区の事務を取り扱う地域センター

**答** もと早く制定できなかったのか。  
**問** 選挙に関しての改正があった時に改定を行うとの合併時の申し合わせにより、今回の条例制定をお願いするものである。  
**平成20年度仙北市一般会計補正予算（第3号）**  
**歳入13款総務費国庫補助金について**  
**問** 地域活性化・緊急安心実現総合交付金で小中学校に10台、公の施設に5台AEDを入れる計画となっている。これで市内全部の小中学校に配置完了となるのか。  
**答** 既に小中学校2校に配置されている。残る10校に今回配置することにより、すべてに配置され

ることになる。



新年度予算で改修なるか  
下延コミュニティセンター

### 15款利子及び配当金

**問** 基金の利子が0.3から0.4パーセントとなっている。地方債補正で借りる場合は4パーセント以内となっておりかなりの開きがある。実際はどれくらいの率で運用されているのか。

**答** 地方債補正の利率は4パーセント以内と予算上では設定されている。今は利率が一ヶ月単位で増減している状況である。なぜ4パーセントの高めで設定しているのかは実際に借り入れる時期にこのパーセンテージを上回っては借りられない状況でありそれらを勘案して設定している。

### 歳出 2款 統計調査

**問** 各自自治体で雇用対策経済不況対策等対策本部を設置してやっている。色々な面で12月補正に数字を上げてがんばろうとしているが、仙北市では見られない。適確に今の社会情勢に対して動く体制を取るべきと思う。産業経済だけの問題でなく総合対策本部的なものを設ける考えはないか。

**答** 今現在では対策案を考えていない。このような状況なので今後市長副市长、関係者として検討し何らかの対応を考えていきたい。

### 公の施設の指定管理者 についての（下延コ ミュニティセンター）

**問** 床面が悪い状態にあるが整備する考えはあるのか。

**答** 湿気の影響で床下の部分がかかなり傷んでいる。新年度予算の中で対応等について考えていきたい。



## 教育民生常任委員会

特別養護老人ホーム清眺苑を民間に移譲する為の条例改正など、一連の3議案を一括審査

**問** 移転改築する特に選定基準の中で、田沢湖エリアを限定しているが、その基本的な考え方は。  
**答** これまで旧町村エリアに配置した経緯がある。老人福祉施設を一極集中させるのは芳しくないという県の指導がある。

**問** 仙北市として新しいまちづくり構想で、福祉について例えば内陸線沿線に一つのエリアを設けるなどは出来ないという県の指導か。

**答** 旧町村エリアで構築したので、旧町村単位でやるのが望ましい。何十キロも移動するのは好ましくないとのことだっ

た。

**問** 移譲先候補選定では計画書等で評価されたと思うが内容について事前に告知されていたのか。

**答** 審査項目に基づき書類を提出されている。提出書類でたりないところはプレゼン（口答）で聞いている。

**問** プレゼンの中の文言のやりとりは文書で契約を交すということはないのか。

**答** 基本協定書を交して



清眺苑

いる。その中で申請書の内容、プレゼンの内容について着実に実行することと書かれている。

**問** 清眺苑の正職員21人が他の施設に異動なるとのことだが、この人件費給料手当等あわせて一億二千万円になる。

これまで清眺苑の介護サービス費等で人件費、管理費は殆どまかなって来ているので当面の人件費は多く支出することになるのではないかと。建築費との関係でプラスになる時期はいつか。

**答** 詳しくどの時点になれば市として民営化してプラスになるかという定期的な計算はしていない。

### 陳情

#### 採択

◎地方消費者行政の抜本的拡充及び法制度を求める陳情

◎介護保険制度の抜本的改善を国に求める陳情書

◎医師、看護師不足を解消し安心して地域医療を進める為に国、県に意見書提出を求める陳情書

◎陳情書特別教育支援員の配置について

**継続**  
◎後期高齢者医療制度中止、撤回の意見書採択を求める陳情

◎引き続き調査が必要として継続審査

◎市立田沢湖病院の存続方について

◎本質的な議論を継続してする為継続審査

**陳情書**  
◎テニスコートの建設について

◎現地等調査の為継続審査



陳情が継続となった市立田沢湖病院

## 産業建設常任委員会

当委員会に付託された案件は、議案13件、請願1件、継続分を含めた陳情4件、計18件である。

**仙北市企業立地の促進による固定資産税課税免除の一部改正について**

**問** 条例の一部改正により免除措置の要件はどの様に改正されるのか。市として固定資産税の減収分はどうか。

条例が制定されることにより企業誘致が促進される見通しはあるか。

**答** 今回の改正は課税免除である。事業者はあらかじめ、知事の承認を受ける。家屋、構築物、土地の取得額が、製造業は5億円から3億円に、その他の場合は3億円から2億円となる。農林漁業関連業種にあつては5千万円と緩和されている。固定資産税の減収分の一部について3年間、交付税で補填される。仙北市における製造業農林業関連で該当は今のところない。



指定管理者が田沢湖町観光協会に決まったフォレイク

#### 一般会計補正予算可決

**問** 花葉館源泉ポンプ故障による、源泉ポンプリース代、給湯ボイラー交換、温泉井戸洗浄工事一式合計2,536万円の高額な補正について、市と第三セクターの負担区分の見直しと他の第三セクターとの統一を図っているか。温泉供給については専門である企業局に委託できないか。

**答** 原則的には維持補修等の小破修理は使用している側の負担、大破修理は施設を所有する側の負担となっている。受益者負担について、各三セク

とも統一されていないので今後統一を図って参りたい。温泉の供給については企業局で扱っているのは温泉や水道の元を確保し配給して企業することであり、三セクの場合その施設でしか使わないため施設者の管理が望ましいと考える。

**公の施設の指定管理者について、原案を可決**

◎仙北市田沢湖観光情報センター(フォレイク)

◎田沢湖町観光協会へ指定

◎角館駅前広場観光振興施設

◎角館町観光協会へ指定

◎角館中心市街地活性化支援センター(かつらぎ)

◎仙北市商工会へ指定

◎仙北市角館西宮家

◎仙西宮家へ指定

◎仙北市都市農村交流施設(ハートハーブ)

◎(株)アロマ田沢湖へ指定

◎仙北市交流促進センター、地域特産物提供体験施設、交流滞在施設、曲家、森

林総合施設  
◎(株)花葉館へ指定

### 陳情

#### 採択

◎生活道路及び作業道路整備に関する陳情(田沢湖神代地区)

◎「協同労働の協同組合(仮称)」を求める陳情

◎燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰に対する緊急対策を求める請願

◎労働者派遣法の改善のため意見書を提出することを求める陳情

#### 継続

◎市道の改良舗装について(田沢湖神代地区)



給湯ボイラー交換等2,500万円予算措置の花葉館